

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

令和4年6月7日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (目次)

はじめに.....	1
I. 資本主義のバージョンアップに向けて.....	1
1. 市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護.....	1
2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現.....	1
3. 経済安全保障の徹底.....	2
II. 新しい資本主義を実現する上での考え方.....	2
1. 分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現.....	2
2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保.....	3
3. 民間も公的役割を担う社会を実現.....	3
III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資.....	4
1. 人への投資と分配.....	4
(1) 賃金引上げの推進.....	4
(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化.....	6
(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定.....	8
(4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援.....	8
(5) 多様性の尊重と選択の柔軟性.....	9
(6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備.....	11
2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資.....	11
(1) 量子技術.....	12
(2) AI実装.....	13
(3) バイオものづくり.....	13
(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等.....	13
(5) 大学教育改革.....	14
(6) 2025年大阪・関西万博.....	14
3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進.....	14
(1) スタートアップ育成5か年計画の策定.....	14
(2) 付加価値創造とオープンイノベーション.....	18
4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資.....	20
(1) GXへの投資.....	20
(2) DXへの投資.....	23
IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築.....	24
1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討.....	25
2. 競争当局のアドボカシー(唱導)機能の強化.....	25
3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強	

化	25
4. インパクト投資の推進	25
5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援	26
6. コンセッション（PPP／PFIを含む）の強化	26
V. 経済社会の多極集中化	26
1. デジタル田園都市国家構想の推進	27
(1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備	27
(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進	28
(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保	29
2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ	30
(1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築	30
(2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備	30
(3) メタパースも含めたコンテンツの利用拡大	30
(4) Fintechの推進	30
3. 企業の海外ビジネス投資の促進	31
VI. 個別分野の取組	31
1. 国際環境の変化への対応	31
(1) 経済安全保障の強化	31
(2) 対外経済連携の促進	32
2. 宇宙	32
3. 海洋	32
4. 金融市場の整備	33
(1) 四半期決算短信	33
(2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成	33
(3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し	33
(4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進	33
(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換	34
5. グローバルヘルス（国際保健）	34
6. 文化芸術・スポーツの振興	34
7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出	34
VII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み	35
1. 工程表の策定とフォローアップ	35
2. 官と民の連携	35
3. 経済財政運営の枠組み	35

る。

その際、課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、

¹ 基礎資料P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

³ 基礎資料P3：春闘結果の推移

新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打ち切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要

請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し
介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

①自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援）

ストック面での人への投資については、職業訓練、学びなおし、生涯教育等への投資が重要である。

時代や社会環境の変化に応じて、需要のある職種は新しいものに入れ替わる⁴。また、教育訓練を受けた従業員の割合が増え、労働者一人当たりの労働生産性や一人当たり平均賃金が上昇する効果があるとのデータがある⁵。

このため、成長分野への円滑な労働移動を進め、労働生産性を向上させ、更に賃金を上げていくためにも、個々の企業内だけでなく、国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図ることが重要である。その際、デジタル人材に加え、働く世代全体のデジタルスキルの底上げを図ることにウェイトを置く。

また、一般の方が企業間の労働移動が容易になるよう、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けることができる体制を整備する必要がある。

従業員、経営者、教育サービス事業者など一般の方から募集したアイデアを踏まえた、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに基づき、非正規雇用の方を含め、能力開発支援、再就職支援、他社への移動によるステップアップ支援を講ずる。およそ100万人程度の方が利益を受けると想定される。

更に教育訓練投資を強化して、企業の枠を超えた国全体としての人的資本の蓄積を推進することで、労働移動によるステップアップを積極的に支援していく。

Off-JTの研修費用が低くとどまり、かつ、近年更に低下傾向にある日本企業の人的投資⁶について、早期に少なくとも倍増させ、更にその上を目指していく。

②初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度の奨励と若手の支援
初期の失敗を許容し研究内容の裁量性を認め長期に評価を行う助成制度と、プロ

⁴ 基礎資料P4：新しい職種による雇用の増加

⁵ 基礎資料P5：教育訓練の効果

⁶ 基礎資料P6：企業の人的投資の国際比較

ジェクトベースで一定期間ごとに評価を行う通常の助成制度の効果を比較した研究では、前者は後者の研究者と比べて、2倍の数のトップ論文（引用数上位5%）を生む効果を挙げている⁷。このため、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を奨励する。具体的には、ムーンショット型研究開発制度、創発的研究支援事業をはじめとした複数年度に渡って支援する公募型の研究開発支援について、初期の失敗を許容しより長期に評価を行う方向で改善・強化する。

さらに、若手の支援が重要である。NIH（米国国立衛生研究所）が大学卒業生の若手を選抜するプログラム（「アソシエイトトレーニングプログラム」）に選ばれた若手は、後年、ノーベル賞など大きな業績を上げる確率が高いことが実証された⁸。プログラム選抜者同士の人的交流、評判を形成する効果等が考えられる。我が国でも、一部に試み（「未踏」プロジェクト等）があるが、国家規模への拡大を検討すべきである。この際、選抜を行い、研究の指導を行う名伯楽を内外から集めることを検討する。

③ デジタル人材育成・専門能力蓄積

企業が賃金を引き上げるためには付加価値を高める必要があり、そのためにもデジタル分野を中心に人的投資を進めていくことが必要である。

大企業、中小企業、IT企業で求める人材が異なる中、デジタル実装を進め、地域が抱える課題の解決を牽引するデジタル人材について、現在の100万人から、本年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。

このため、オンライン上のプラットフォームを整備し、デジタル人材の育成に取り組む大学・教育機関や企業の参画を求め、デジタル人材に共通して求められる教育コンテンツの提供や、企業の事例に基づいた実践的なケーススタディ教育プログラム等を実施する。

あわせて、地方大学も含め、全国の大学等において、AI・データサイエンス・数理等の教育を強化し、文系、理系を問わずこれらを活用できる人材を育成する。

また、地域のデジタル人材を育成するとともに地域への還流を促進し、デジタル人材が地域にとどまれるよう環境を整備する。

デジタル実装が進むにつれて重要性が高まるサイバーセキュリティ人材の育成については、上記の取組のほか、企業、行政機関等におけるサイバーセキュリティ人材を、Ⅲ. 4（2）⑨に記載のとおり、育成する。また、経済安全保障の観点から、より高度で複雑な攻撃への対応を強化するため、Ⅵ. 1（1）に記載のとおり、取組を進める。

④ 副業・兼業の拡大

従業員1,000人以上の大企業では、特に副業・兼業の解禁が遅れている⁹。副業を通じた起業は失敗する確率が低くなる¹⁰、副業をすると失業の確率が低くなる¹¹、副

⁷ 基礎資料P7、P8：初期の失敗を許容する研究助成制度と通常の制度の効果の比較

⁸ 基礎資料P9：若い時点での選抜プログラム導入の効果

⁹ 基礎資料P10：企業規模別の副業の制度

¹⁰ 基礎資料P11：副業を通じた段階的な起業による退出確率の低下

¹¹ 基礎資料P12：副業のキャリア選択への効果

業を受け入れた企業からは人材不足を解消できた¹²、といった肯定的な声大きい。成長分野・産業への円滑な労働移動を進めるため、さらに副業・兼業を推し進める。

このため、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を支援する観点から、企業に副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、情報開示を行うことを企業に推奨する。

(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

我が国個人の金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では20年間で家計金融資産が3倍、英国では2.3倍になっているが、我が国では1.4倍である。

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う。

働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を試算できる公的年金シミュレーターを本年4月に導入したが、民間アプリとの連携を図り、私的年金や民間の保険等を合わせた全体の見える化を進める。

(4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援

安定的な財源を確保しつつ、以下の取組を進める。

① こども家庭庁の創設

こども政策を我が国社会の真ん中に据えて、様々な課題にこどもの視点に立って適切に対応し、縦割りを排した行政を進めていくための司令塔として、こども家庭庁を来年4月に創設し、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容の共通化等を進めていく。

② 保育・放課後児童クラブの充実

「新子育て安心プラン」等に基づく保育サービスの基盤整備や放課後児童クラブの整備等を着実に実施すること等を通じて、親の負担を軽減し社会全体で子育てを支援する。

③ 出世払い型奨学金の本格導入

減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべき

¹² 基礎資料P13：副業・兼業人材受け入れに伴う効果

新しい資本主義実行計画工程表

令和4年6月7日

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

2022年度		2023年度	2024年度	2025～2027年度
今夏	年末	通常国会		
予算編成 税制改正要望	秋～年末			
<p>賃金引上げの推進</p>				
<p>6月 最低賃金の政府方針決定 7月 中央最低賃金審議会 8月 地方最低賃金審議会</p>	<p>10月 地域別最低賃金の発効</p>			
<p>8月 春闘の集計結果確定 ここ数年低下していた賃金引上げ水準のV字回復を期待。業績の回復している企業では3%を超える賃金引上げを期待</p>	<p>官民連携して、新しい資本主義にふさわしい賃金引上げの社会的雰囲気醸成</p>	<p>夏～冬 2024年度以降の賃上げ税制の在り方について検討し、12月に結論を得る。</p>		
<p>春ものづくり補助金、持続化補助金について、赤字でも賃金引上げを行う中小企業への補助率を引き上げる特別枠を措置 政府調達において、賃金引上げを行う企業への加点を実施</p>	<p>夏～冬 賃金引上げを行う中小企業への補助率引上げ等の措置を講ずる予算事業について検討を行う。</p>			
<p>4月～12月 22業種10万社程度を対象とした優越的地位の濫用に関する調査の実施 5月～ 道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定。下請法の調査において、重点的に立ち入りを実施。上記以外にも法違反が多く認められる業種は事業者団体に法遵守状況の自主点検を要請。</p>	<p>1月～夏 緊急調査の結果を踏まえ、サブプライチエーンにおける取引の適正化についての優越的地位の濫用に関するガイドラインの検討 秋～冬 同ガイドライン案のバブコメ、策定</p>	<p>中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、コストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備</p>		
<p>夏～ パートナリシップ構築宣言の実行状況のフォローアップ</p>	<p>春 2023年度の重点立入業種を選定。下請法の執行を強化</p>			
<p>介護・障害福祉職員、保育士等について、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討 看護師の今後の処遇改善については、コロナ対応等を担っている方への引上げ措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討</p>				

最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

2022年度		2023年度	2024年度	2025～2027年度
今夏 予算編成 税制改正要望	年末 秋～年末	通常国会		
スキルアップを通じた労働移動の円滑化 春～冬 キャリアコンサルティングの実施、学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの検討 3年間4000億円規模の施策パッケージに基づく、2022年度事業の実施 ・デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化 ・非正規雇用労働者のキャリアアップ ・リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進 ・成長分野などへの労働移動の円滑化支援 夏～冬 2023年度の事業を検討し、12月に決定		春～ 新たな仕組みの構築、事業の実施 2023年度事業の実施 夏～冬 2024年度の事業を検討し、12月に決定 2024年度事業の実施 3年間合計で、およそ100万人程度の方が施策パッケージの利益を受ける		
ムーンショット型研究開発支援制度について、研究内容の裁量性を認め、長期的視野でプロジェクトの評価を行いつつ、研究開発を進める。		ロボット、AI、量子、健康医療に関するステージゲートを実施	環境、農業、気象、こころに関するステージゲートを実施	ロボット、AI、量子、健康医療に関するステージゲートを実施